

**(仮称) J F E 環境 (株) 鶴見エコクリーン建設事業  
に係る方法意見書**

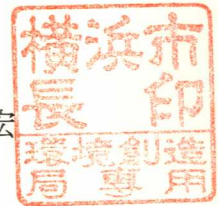
平成 20 年 3 月

横 浜 市

## 方 法 意 見 書

(仮称) J F E 環境 (株) 鶴見エコクリーン建設事業環境影響評価方法書 (以下「方法書」という。) に関する横浜市環境影響評価条例第 12 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏



### 第 1 事業の概要

#### 1 事業者の名称及び所在地

名称：J F E 環境株式会社

代表取締役 福武 諄

所在地：鶴見区弁天町 3 番地 1

#### 2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) J F E 環境 (株) 鶴見エコクリーン建設事業 (以下「本事業」という。)

種類：廃棄物処理施設の建設 (横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業)

#### 3 対象事業が実施されるべき区域

鶴見区末広町二丁目 1 番 5 ほか (以下「計画地」という。)

#### 4 事業の目的

本事業は、廃棄物焼却設備、破碎設備、灰溶融設備、余熱利用設備により構成される廃棄物処理・再資源化施設を整備し、横浜市鶴見区内に所在する自社の各事業所や、横浜市内及び近隣自治体に所在する事業者が排出する産業廃棄物を受け入れ、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を目指すことを目的としている。

#### 5 事業の内容

計画地の敷地面積は $13,040\text{m}^2$ で、土地利用計画は、建築面積の合計が $2,495\text{m}^2$ 、煙突等の屋外施設の面積が $1,330\text{m}^2$ 、緑地の面積が $2,200\text{m}^2$ 、構内道路・駐車場等

の面積が7,015m<sup>2</sup>となっている。また、建築物の高さは地上31mの計画である。

本事業は焼却施設を設置するもので、焼却炉のほか、灰溶融炉及び受入供給設備として廃酸・廃アルカリ・廃油の受入タンク、破砕機を設置し、また、余熱利用設備として焼却に伴う廃熱を電気エネルギーとして回収する蒸気タービン発電機を設置する計画である。焼却・灰溶融施設からの排出ガスは排ガス処理設備で処理した後、高さ80mの煙突から排出する。主な設備の概要は次表のとおりである。

設備名称	主要機器等	処理能力	設置数
受入供給設備	破砕機	5 t/時	1 基
焼却設備	焼却炉 (キルン・ストーカ炉)	200 t/24時間	1 炉
灰溶融設備	灰溶融炉 (溶融キルン炉)	950kg/時	1 炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機	1,800 k W	1 基

上記施設で処理する廃棄物は、次表に示すとおり、自社事業所を含む横浜市及び近隣自治体に所在する事業者から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物とする計画である。

分類	種類	収集対象
産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、燃え殻、ばいじん、金属くず	横浜市内及び近隣自治体に所在する事業者 (自社事業所も含む)
特別管理産業廃棄物	廃アルカリ	横浜市内及び近隣自治体に所在する事業者 (自社事業所も含む)
	特定有害産業廃棄物	
	汚泥(水銀、有機リン、セレン、P C B、ダイオキシン類を含まないもの)	
	廃アルカリ(水銀、有機リン、セレン、P C Bを含まないもの)	

## 第2 地域の特性

計画地は、埋立により造成された横浜市鶴見区の臨海部に位置し、昭和62年まで操業されていた東京ガス株式会社のガス及びコークス製造工場の跡地で、都市計画法の地域・地区の指定状況は、工業専用地域、臨港地区に指定されている。計画地の東側は、物流センターがあり、西側は、自社関連会社のヨットヤードと自社の産業廃棄物

中間処理施設がある。また、南側の対岸には、電気機械器具の製造工場があり、北側は自社関連会社の工場となっている。周辺の地形は、ほぼ平坦であるが、北西約 2.5 km 以遠には標高 20m ~ 60m の丘陵がある。

本事業により環影影響が及ぶと想定される横浜市及び川崎市地域では、昭和 40 年代に高度経済成長に伴う産業型公害が大きな社会問題となり、臨海部の工業地帯を中心にその対策を強く求められた地域である。このような中、地域における窒素酸化物等の総量を削減するための取組として、大量の大気汚染物質を排出するばい煙発生施設を事業所に設置しようとする場合には、最新の排ガス処理技術・装置の導入等により排出量抑制を図るとともに、既存施設の休止、廃止や改修などにより、事業所からの大気汚染物質の排出量が増加しないようにする取組がなされてきた。

また、横浜市は、横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部において、企業の緑地を地域の重要な環境資源としてとらえ直し、公共の緑や水辺などと合わせて、事業者、市民等との協働による緑化活動である「京浜の森づくり事業」を進めている。

### 第 3 審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意する必要がある。

#### (1) 事業計画

ア 本事業の焼却・灰溶融施設からの排出ガス濃度の計画目標値については、環境負荷低減のため、更なる低減を検討すること。

イ 計画地周辺の大気環境を鑑み、横浜市鶴見区内に所在する自社の各事業所の既存設備の休止、廃止や改修等を視野に入れた環境負荷の代償措置について検討し、準備書に記載すること。

ウ 生活排水については、排水量を適切に算出し、窒素除去機能を有した浄化槽の導入を検討し、準備書に記載すること。

エ 方法書において計画している煙突の高さは 80 メートルであるが、煙突の諸元を定めるにあたっては、地域特性を踏まえ、環境負荷低減の観点から、更に検討を行うこと。

オ 緑化計画の策定にあたっては、二酸化炭素の吸収を考慮した上、郷土種による植栽を検討し、準備書に記載すること

#### (2) 対象地域

本事業の実施により環境影響が及ぶと想定され、準備書の周知を図る必要がある地域を定めるにあたっては、根拠を明確にし、準備書に記載すること。

### (3) 環境影響評価項目

#### ア 工事中

##### (ア) 土壌汚染

計画地は、過去の土地利用により、環境基準を上回る汚染物質が検出されており、覆土・舗装による飛散防止と揚水による浄化対策が現在も行われている。

工事による土地の改変にあたっては、土地所有者、市の関係部局と協議の上、適正な土壌汚染対策に関する計画を策定し、具体的な内容を準備書に記載すること。

#### イ 存在・供用時

##### (ア) 大気汚染

a 本事業の焼却・灰溶融施設からの排出ガスの拡散予測については、地形の影響を考慮した予測評価を行うこと。

b 適切な大気拡散予測式を用いて短期平均濃度が高濃度となりやすい気象条件における予測を行うとしているが、予測にあたっては、高濃度となりやすい気象条件の出現頻度について整理・解析を行うこと。

c 廃棄物の受入管理、焼却・灰溶融施設の維持管理及び排出ガス制御について準備書に記載すること。

##### (イ) 土壌汚染

供用時の土壌浄化対策について、土地所有者、市の関係部局と協議の上、具体的な内容を準備書に記載すること。

##### (ウ) 騒音

施設の稼動に伴う騒音の予測評価を行い、防音等の対策を検討し、準備書に記載すること。

##### (エ) 廃棄物・発生土

焼却灰・飛灰・溶融スラグの管理体制を明確にし、準備書に記載すること。

##### (オ) 安全

廃酸・廃アルカリ・廃油等の受入や焼却炉投入における管理体制を明確にして、準備書に記載すること。

### (4) 環境影響配慮項目

#### ア 供用時

##### (ア) 温室効果物質

本事業による化石燃料起源の温室効果物質排出量を把握し、自社内での削減を検討の上、準備書に記載すること。